

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第1項の先端設備等導入計画に基づき、生産性の向上及び競争力の強化と企業価値の向上を図ることを目的に、先端設備等を導入する市内中小企業者に対し、予算の範囲内において井原市先端設備等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる者で、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除くものをいう。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体その他本事業の目的に適さないと市長が認める者を除く。
- (2) 先端設備等 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類（以下「投資計画に関する確認書」という。）の交付を受けた設備等をいう。ただし、太陽光発電設備を除く。
- (3) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所（店舗を含む。）、工場、研究所等の施設をいう。ただし、無人施設を除く。
- (4) 従業員 中小企業者が雇用契約に基づき常時使用する者をいう。
- (5) 特定従業員 従業員のうち、導入する先端設備等の使用に直接携わる者で、使用人兼務役員を含む役員及び役員の親族並びに個人事業主の親族でない者をいう。
- (6) 賃上げ 補助対象となる先端設備等（以下「補助対象先端設備等」という。）の導入の日（以下「設備導入日」という）の属する年の任意の月において前月と比較して基本給を1.5%以上引き上げて支払うことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有している者
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でないこと
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象先端設備等)

第4条 補助対象先端設備等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に導入されるもの
- (2) 市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入されるもので、認定支援機関による確認書の発行を受けた投資計画に記載のあるもの
- (3) 取得価額が1件300,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)以上のもの
- (4) リース契約及び割賦販売契約に基づくものでないもの

2 前項の規定にかかわらず、他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている先端設備等は、対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象先端設備等に係る取得価額とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、一年度につき1,000,000円を限度とする。ただし、特定従業員の賃上げを実施した場合、一年度につき1,500,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画及びその認定書の写し
- (2) 投資計画及びその確認書の写し
- (3) 先端設備等及び積算内容が確認できる書類(請求明細書の写し等)
- (4) 支払を確認できる書類(領収書の写し等)
- (5) 導入した先端設備等の写真
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 特定従業員の賃上げを実施した者は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請することができる。

- (1) 賃上げ状況報告書(様式第2号)
- (2) 賃金台帳の写し(特定従業員全員に係る賃上げ前及び賃上げ後分)

3 申請者は、第1項の規定による申請について、先端設備等を取得した年の翌年の1月に行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定及び額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、井原市先端設備等導入促進事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告義務）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から3年間、年度ごとの4月末までに先端設備等導入促進事業状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。ただし、当該期間が5年未満となる場合は5年とする。

（見直し）

第15条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。